

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源を活かした農村価値向上と人材育成によるまちづくり事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県紫波町

3 地域再生計画の区域

岩手県紫波町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【人口の減少と若年層の流出】

町内の人口は2005年（平成17年）の33,692人をピークに緩やかに減少傾向にある。しかし、町内の地区別に見ると、住宅地が集中する中央部は宅地開発の新興などで社会増の傾向にあるが、農業を中心とする西部、東部は減少が著しく、長岡地区では、2011年-2021年の増減率が81%となっている。

また、RESASによる紫波町の人口増減を見ると、2020年の年少人口は-4.65%、2025年の推計では-14.30%となっており、生産年齢人口もそれぞれ-4.19%、-8.52%となっている。老年人口は、それぞれ10.14%、3.32%となっているが、2035年には-0.28%となり全体的な減少が進んでいく。

社会全体の少子高齢化に加え、特にも、米の概算金が5,950円（/60kg（俵）（2017））から4,550円（/60kg（俵）（2021））になるなど地域の基幹産業である農業の収入の低下と、それ以外の産業の少なさにより地域に残って働く事が出来ないことが若い世代（子育て世代）の流出の要因となっている。町では、高収益作物への転作の奨励や、新卒者を対象とした町内の企業紹介や企業情報の提供、企業誘致などを行ってきたが、20歳前後の若年層の流出抑制につながっていない。

加えて、定住の促進には、住む場所が必要である。町の空き家バンクでは、長岡地区の物件が1件しかなく、建築年数の経過、過大な建物の面積、農地付きの物件のため就農の義務がある、などの条件により、若い世代のニーズに合った住宅環境が整っていないことも課題である。

【農業、産業の担い手不足】

農業を基幹産業としている紫波町だが、基幹的農業従事者の平均年齢は69.6歳と岩手県の平均年齢69.0歳と比較し、高齢化が進んでいる。特にも長岡地区では高齢化率が76%（2020年）と顕著である。加えて、町の総農家数は2010年-2020年の増減率が、長岡地区では町内平均を上回る75%の減少となっている。こうした状況に対し、町では国の農業次世代人材投資事業を活用し新規就農者支援として補助を行っているが、ノウハウ不足等により生産物の販路の開拓が難しく、持続可能な経営となりづらく農業のなり手がまだまだ増えていない。このことから、就農したいと思える持続可能で稼げる農業に繋げるための販路となる産業の創出と、併せて人材の育成が課題である。

【交流、関係人口の増加】

人口減少・少子高齢社会の中で持続可能な町にしていくためには、定住人口の増加のみを目指すのではなく、交流人口や関係人口の拡大が必須である。紫波町の交流人口は令和元年（2019）度には229万1千人だったものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年（2020）の度の実績は210万人にとどまった。分野別観光人口を見ると「産直・特産」が約150万人と最も多く、基幹産業である農業と深く関係しており、次いで「温泉・宿泊施設等」が約50万人となっている。紫波町における魅力の一つである、これらの産業、分野を強化し継続的な事業にしていくことが効果的な交流人口や関係人口の一層の拡大が課題である。

特にも、2019年度まで実施した「あづまねイイ山イイ湯だなプロジェクト」により、町西部の地域の魅力向上に繋がり、東根山の登山者数が約3,000人（2016）から約6,000人（2019）になるなど、交流・関係人口の増加につながっているものの、東部への人の流れには影響が少なく、東部における増加が課題の一つである。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

紫波中央駅のある町中心部は、2009年に紫波町公民連携基本計画を策定、オガールプロジェクトに着手し、民間事業者のオガール紫波株式会社や株式会社オガールらと連携して図書館や交流の拠点となる情報交流館の整備や民間事業によるバレーボール専用体育館、ホテルなど「都市と農村の暮らしを「愉しみ」、環境や景観に配慮したまちづくりを表現する場にする」といった理念のもと、賑わいを創出し持続的に発展する町を目指す取り組みを行ってきた。これらの取り組みが奏功し、2011年度には約10万人だったオガールエリアの交流人口が、2018年度には約104万人となるなど、町中心部の賑わいづくりや観光振興、経済活性化などに繋げることができた。

一方、町全体の人口は減少傾向が続き、とりわけ農村地帯である町東部などは人口減少率、高齢化率が高く若年層の流出が深刻であり、小学校の閉校も多数生じている。町中心部の賑わいや活性をこうした地域に十分に波及させることができていない状況である。

人口流出や少子高齢化が深刻な町東部の長岡地区では、りんごなどの果樹栽培が盛んで、町内でも二番目の作付面積（4,694a）となっている。この強みを活かすとともに、町中心部の各種オガールプロジェクトとも連携してこの地区に新たな「しごと」を創り出し、農業を中心とした産業を振興させることにより、地元の若者にとっても町外の若者にとっても魅力的なまちづくりを行い、移住・定住に繋げていく。

【数値目標】

K P I ①	事業を通じた新規雇用者数						単位	人
K P I ②	地区の転入出者数						単位	人
K P I ③	ノウルガーデン利用者数						単位	人
K P I ④	地元事業者の関連事業者数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	2.00	2.00	2.00	2.00	8.00	
K P I ②	-6.00	6.00	10.00	14.00	18.00	6.00	54.00	
K P I ③	0.00	0.00	200.00	1,500.00	2,700.00	2,700.00	7,100.00	
K P I ④	0.00	0.00	2.00	3.00	3.00	3.00	11.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域資源を活かした農村価値向上と人材育成によるまちづくり事業

③ 事業の内容

本事業は、令和3年度末に閉校となった旧長岡小学校を株式会社マザー・オガール地方創生アカデミーと紫波町が改修し、目指す将来像である、若者にとって魅力あるまちづくりと移住・定住を実現するための施設として利活用を行っていくものである。

【施設整備（改修）の内容】

- ①旧長岡小学校の校舎の一部を改修し、以下のような機能を有する施設（ビジターセンター）とする（町事業）。
 - ・町内（特に長岡地区）の農産物等を調理などして交流し、また加工品の試作、製造なども行えるキッチンスタジオ（調理室）。
 - ・町内（特に長岡地区）の農業者がスマート農業について情報収集し、体験し、情報交換できる体験交流室。
- ②旧長岡小学校の校舎の一部を改修し、以下のような機能を有する施設（ビジネスセンター）とする（オガール事業）。
 - ・サテライトオフィス
 - ・インキュベーションオフィス
 - ・アカデミーの生徒に、事業構築や経営などビジネスや農業に関する座学や連携先の学校法人が行う教育プログラムをリモートで受けられる教室
- ③校庭であった場所の一部を造成し、以下のような機能を有する庭園（ノウルガーデン）とする（町事業）。
 - ・集合住宅や施設を訪れる観光客、関係事業者が利用する園内通路（エリア内の修景機能を高める園庭含む）
 - ・体験農園（ノウル菜園）
- ④校庭であった場所の一部に施設を新築し、以下のような機能を有する施設（魅力向上施設）とする（オガール事業）。
 - ・町内（特に長岡地区）の農産物等をふんだんに使用したメニューを提供するレストラン
 - ・町内の特産品や加工品、それらと相乗効果を高める近隣、関係自治体、企業の商品（例：長岡で採れたりんごを使って作られたシードルとペアリングして食す岩手町や雫石町のブランド牛など）を販売するグローサリーマーケット
 - ・ノウルガーデンを訪れる観光客や地域住民が利用する温浴施設
- ⑤校庭であった場所の一部に施設を新築し、定住者向け集合住宅とする（オガール事業）。
 - ・オガールプロジェクトの一つであるオガールタウン（住宅用地分譲）で実績のある紫波型エコハウス基準の断熱性能を満たした集合住宅

【施設等の利活用方策】

①地方創生アカデミー事業

地方創生アカデミー事業では、地元の若者（高校生など）や町外の希望者を募り、アカデミーの生徒としてこの施設で各種活動に従事していただく。

現在、アカデミー事業で連携先の学校法人在籍の高校生を期間限定で紫波町に受け入れ、町内での体験活動を中心に事業を行っており、本年度冬期は11人が紫波町を訪れている。

施設完成後は以下のような活動を継続して行っていく。

- ・グローサリーマーケットでの販売業務やレストランでの業務に従事し、消費者の嗜好や売れ筋商品、サービスの提供の仕方、メニュー開発、経営など実体験として学習を行う。
- ・定住促進住宅の管理、運営等にも従事し、不動産経営についても学習を行う。
- ・ノウルガーデン（ノウルセンター含む）全体の維持管理等にも従事し、エリアマネジメントの仕方、事業構築の仕方などについても実体験として学習する。
- ・敷地内に設けられた田畑（ノウル菜園）を活用し、地元の農家に協力をいただき、生徒の農作業体験を行う。
- ・これまで数々の新商品開発を手がけてきた講師の指導の下、地元の農産物等を用いた新商品（加工品）を試作開発すると言ったカリキュラムも考えられる。
- ・その他、民間事業を行っていく上でのその時々課題に合わせて必要なカリキュラムを行う。

②その他の事業

- ・敷地内でのアウトドアアクティビティが可能であることから、町を訪れた観光客の宿泊やワーケーションによる収益事業を行う。
- ・交流スペースを活用し、観光客、町外アカデミー生徒、地元の住民の交流イベントなどを開催する。

【デジタル関連整備】

ガーデン、センター内ではスマート農業の体験や関連情報の収集できる拠点、アカデミーのデジタルによる通信教育の拠点整備のため、またビジネスや観光で訪れる人が利用できるWi-Fi環境を整えるとともに、定住促進住宅では、スマートホームとして整備しIoT技術等の活用により、若年層など様々な住まい手のライフスタイルやニーズにあったサービスとつながることで、住まい手に便利で快適な暮らしを提供する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

町の財産を活用し地方創生を目指す事業である本事業の初期整備に対し町が補助、負担を行うものであるが、その後の魅力向上施設、定住促進住宅の運営に関しては、民間のテナント収入、住宅家賃収入、施設利用料などの事業収入によって行う。それぞれの収入については、事業実施主体を構成している株式会社オガールの代表がこれまで携わってきたオガールプロジェクトやその他の事業での実績や類似施設の実績を根拠に見積もっている。

町は、魅力向上施設や住宅部分の地代の収入や固定資産税などの税収をノウルセンターの維持管理の費用に充てる。

【官民協働】

本事業は町の課題の解決に資するための事業の実施と人材育成によるまちづくりであることから、町が事業に資本参加（25%）し、事業の構築を民間事業者と協働して行う。官（町）は、事業の方針を示し、場（土地建物）の提供と事業実施の支援をする制度を創設することで事業実施の根底部分の役割を担う。

民は、その柔軟なアイデアと資金調達により施設の整備とそのコンテンツの提供を行う。マザー・オガール地方創生アカデミーが全体的なマネジメントを行い、テナントリーシングにより安定的な事業運営とする。グロースリーマーケット機能やレストランとして入居する民間事業者は、地域の農産物を用い付加価値を向上させて魅力化する役割と雇用を生む役割を果たす。また、民間による運営とすることで、その構成事業者のネットワークを利用した全国各地の拠点、国外への販路、プロモーションの展開が可能となる。

地元の農家はこれらの施設に農産物を販売し、また必要な農産物を栽培するなどの役割を担う。また、アカデミー生のノウル菜園や現地圃場での農業体験の指導者としての役割も担う。

人材育成事業で連携する学校法人は、通信制高校の教育過程のカリキュラムを提供する。それを受けるアカデミー生は、通信教育を受ける時間以外で整備する魅力向上施設や定住促進住宅やノウルガーデンの事業の運営（レストランやグロースリーマーケットで調理・販売・メニュー考案などの運営、温浴施設や共同住宅、ノウルガーデンの維持管理運営など）に実際に働きながら携わり、また、地域の農家に入り農業を手伝うなどして社会の一部として体験し考えることで実践を通した学びを得るとともに、事業を運営していく一員となる。

さらには、将来的にはアカデミー生に対して行う事業の現場（職場）を、地域にある小学校の農業体験や社会科見学、中学校の職場体験の機会に利用することも目指していく。

新たな「しごと」の創出（ビジネス実践の場の整備）と社会の変化に対応しながら運営する役割を、それぞれが連携して行うことで、持続可能な経営となり地域の魅力を高め、伝え、町内外の若者の定着につなげる。

また、民間活力を導入し地域の課題解決につながるサービスの提供、地方創生を目指す場合、建設コストは全国で大きな違いが無いにも関わらず、地方では地価が低いため賃料等が低くならざるを得ず、初期事業費の回収が困難となり事業機会が損なわれる事がある。このことから、町の財産を活用し地方創生を目指す事業である本事業の初期整備に対し町が補助を行うことで、地域の課題解決につながるサービスが提供されることとなり、民間による自立した運営とすることで持続可能な事業となる。

【地域間連携】

近隣広域市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町）とはみちのく盛岡広域連携都市圏として事業連携しており、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に共同で取り組んでいることから、地域資源の発信力が強化されることが期待される。また、連携を強化することにより圏域内の経済循環の促進及び関連産業における付加価値の向上が見込まれる。

レストラン、グロースリーマーケットでは、長岡地区や町内で採れた農産物（例：りんご、ぶどう、もち米、小麦、そばなど）やその加工品の利用と販売、それらの物と相乗効果が図れる関連自治体の農産物、加工品等（例：長岡で採れたりんごを使って作られたシードルとペアリングして食す岩手町や雫石町のブランド牛など）を用いた料理の提供や販売することで、新たな組み合わせにより、地元産品のブランディングの向上を図ることができる。

また、近隣の盛岡市、矢巾町、姉妹都市である福島県古殿町、東京都日野市、事業主体事業者が関連している自治体で販売することでより広域の商圈とすることができる。特に、町内でも製造されている日本酒（古殿町、八幡平市の日本酒）やワイン（葛巻町、岩手町のワイン）の飲み比べ、農産物（盛岡りんご、滝沢市のはるか）の食べ比べセットとして販売し、町内ではほとんど生産されない滝沢市のスイカ、葛巻町の牛乳、雫石町の乳

製品、古殿町のこんにゃくなどの販売を相互に行うこと、レストランで採用すること、更には町の特産であるそばを使った盛岡市とのわんこそばのイベントや葛巻町や岩手町などとワイン（日本酒）ツーリズムなどを開くことも考えられ、より連携が図られる。

スマート農業の先進事例のある自治体（青森県弘前市のりんご生産管理、岐阜県海津市の経験年数の短さを補うICT化、近隣では花巻市の農作業人員を少人数化できる農業機械の自動操舵システム、盛岡市の環境制御技術など）の町内の主要な農業である果樹や水稻、そば等に関連性の高い情報を収集するとともに、農業生産構造の似ている近隣自治体、町と連携協定を結んでいるIT企業らと連携して開発を目指し、また普及を図ることで近隣市町村と一体的な生産性の向上が期待できる。

【政策・施策間連携】

【産業（農業）振興及び環境政策】

本施設において、紫波マルシェや小売店以外の新たな販売ルートが生まれるとともに、これまで一般流通が難しかった規格外野菜を加工品やレストランで活用することにより、直接所得向上に繋がるのみならず、若い生徒や購買に訪れた消費者などから新たな視点やアイデアを得る機会にもなり、農家が新たなチャレンジ（品質向上、新たな作付けなど）を行うきっかけになることが期待される。また、それらを利用した加工品を売るグロースリーマーケット機能を整備することにより、生産段階でのフードロスの削減につながる。

アカデミー事業では、農作物や加工品等が販売、加工、流通される課程を実際に体験することで、農業生産の次の段階にある「しごと」（小売業、流通業）などに関わる産業に対する関心を持ち、卒業生が将来の農業の担い手になってくれることを期待できるとともに、仮に農業そのものでなくとも、紫波町の農業に深く関わる関連産業に就業してくれることも期待できる。

敷地内に設けられた田畑（ノウル菜園）の他、直接農家の圃場での農作業体験も検討しており、卒業後、新規就農や現場として入った農家（営農組織等）への雇用も期待される。なお、町が行っている紫波町農林業新規就業希望者支援事業により相乗効果が期待できる。

定住者向け集合住宅は、環境配慮型の高断熱高気密な住宅とすることで、これまで町が進めてきた「循環型まちづくり」の取り組み、オガールタウンでの「エネルギー使用量を削減するエコ」の取り組みの継続的な展開が図られる。特にも、共同住宅とすることで、若い世代（子育て世代）の最終的な定住のための戸建建築の際の高断熱高気密住宅の普及にも寄与し、町全体として健康増進と脱炭素のまちづくりにもつながる。

【教育事業】

連携先の学校法人が行う通信制高校のオンライン教育を利用したアカデミー事業は、その授業以外の時間において、エリア内における各種活動（レストラン、グロースリーマーケットでの従事、集合住宅、ノウルガーデンの維持管理、エリアマネジメント）に携わることで、身近に「見る、触る、聞く、嗅ぐ、味わう」ことを体験する事ができ、それらを通じた仕事の仕方と農業への理解、地域の魅力を学ぶものである。

本施設や近隣の連携を取る農家などの現場を、地域にある小学校の農業体験や社会科見学、中学校の職場体験に利用し、小さい頃から農業や地元にある職場に触れて興味を持ってもらい、将来の就農や地域での就労につなげる機会とする。

事業推進の窓口として資産経営課がその役割を果たし、産業振興を担当する商工観光課、農林政策を担当する農政課、脱炭素政策担当する地球温暖化対策課、町の総合政策を担当する企画課と財産を管理する財政課等を交えた庁内調整会議を組織し、円滑な町の支援体制を整える。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

ノウルガーデンやセンターにおいてスマート農業などの体験のため、アカデミーの通信教育のインフラとして、民間事業や施設利用者の利用に供するためのWi-Fi環境を整備

理由①

Wi-Fi環境を整備することにより、スマート農業などの体験活動が円滑に行うことができるようになり、また、同施設の利用者によるコミュニケーション環境の向上、同施設への利用者の増加等が期待でき、更には、テレワークや通信教育を受ける拠点ともなることから、どこからでも全国と繋がることができ、ノウルガーデンに係るデジタル基盤の整備につながる。

内容②

定住促進住宅をスマートホームとして整備

理由②

スマートホームとして整備することにより、IoT技術等の活用により、あらゆる機器がネットワークに接続され、住まい手のライフスタイルやニーズにあったサービスを利用することが可能となり、住まい手に便利で快適な暮らしの提供につながる。

内容③

ノウルセンターの管理に関し、施設予約や鍵の開閉についてデジタル技術を活用したシステムを導入

理由③

施設予約や鍵の開閉に関しデジタル技術を導入することにより、利用者の利便性の向上及び管理コストが図られる。この整備が町内のモデルとなることにより同種の公共施設に広げるきっかけとする。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5 月

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画課が取りまとめ、産官学金労言を含む外部組織「紫波町まち・ひと・しごと創生推進協議会」（平成27年8月11日設置、委員15人）において検証を行う。

【外部組織の参画者】

【産】紫波町商工会青年部部長、株式会社トミオカ代表取締役、岩手中央農業協同組合営農販売部長、【官】岩手県盛岡広域振興局企画推進課長、紫波町副町長、自治体DX最高責任者補佐官【学】岩手県立紫波総合高等学校副校長、公立大学法人岩手県立大学地域連携本部副本部長、国立大学法人岩手大学農学部准教授、【金】株式会社岩手銀行紫波支店長、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店長兼農林水産事業統轄、【労】連合岩手盛岡中央地域協議会幹事、【言】NPO法人紫波ing理事、【町民】紫波町立虹の保育園副園長、NPO法人紫波さぷり理事長

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに紫波町HPで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】

総事業費 805,751 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日 から 2028 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 紫波町農林業新規就業希望者支援事業

ア 事業概要

紫波町の農林業を担う者の育成及び確保並びにその定住の促進を図るため、農林業新規就業希望者及び農林業新規就業希望者受入経営体に対し補助金を交付する

イ 事業実施主体

岩手県紫波町

ウ 事業実施期間

2015 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日 まで

(2) 紫波町U・Iターン移住支援金

ア 事業概要

岩手県と連携し、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業の人手不足解消を目的に、東京圏から紫波町に移住し就業または起業した人の経済的負担を軽減する「移住支援金」を支給する。

イ 事業実施主体

岩手県および岩手県紫波町

ウ 事業実施期間

2019 年 7 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日 まで

(3) 耕作放棄地利活用事業

ア 事業概要

周辺の耕作放棄地を借受け、花き、宿根草、エディブルフラワー等の農産物の生産を行う。借り受けて整備する農園内には遊び場を設けファミリー層にも農に親しんでもらう場所を提供する。また、これらの農地や長岡地区のフルーツ園地での体験ツアーも開催する。
農園での活動はノウルプロジェクトのアカデミー事業との相乗効果が図られる。

イ 事業実施主体

民間事業者

ウ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。